# 松島町障がい福祉計画
## （第6期）
# 松島町障がい児福祉計画
## （第2期）

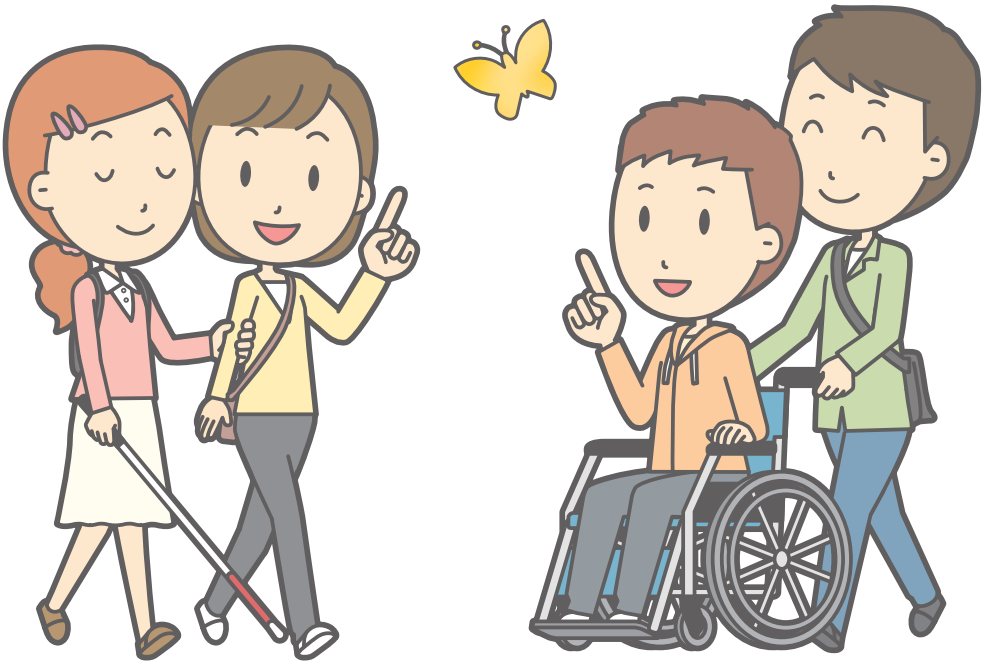

令和3年3月

松 島 町

「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記のとおりとします。
〇特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
〇「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記します。

# 目　次

第１章　　計画策定に当たって ..... 1

1. 計画の概要 ..... 2
（1）計画策定の趣旨 ..... 2
（2）計画の位置付け ..... 2
（3）計画期間 ..... 2
（4）国の基本指針の見直し ..... 3
2. 本町の計画の基本理念 ..... 5
（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ..... 5
（2）身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施 ..... 5
（3）地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供 ..... 5
（4）地域共生社会の実現に向けた取り組み ..... 5
（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援 ..... 6
（6）障がい福祉人材の確保 ..... 6
（7）障がい者の社会参加を支える取り組み ..... 6
3. 障がいのある人の状況 ..... 7
（1）松島町の人口・世帯の推移 ..... 7
（2）障がい者手帳所持者・障がい児等の状況 ..... 8
（3）障害福祉サービス等の利用状況 ..... 13
4. サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向 ..... 14
（1）事業所アンケートの実施概要 ..... 14
（2）関係団体等からみる利用ニーズ ..... 15
（3）事業所調査からみる今後の事業展開 ..... 16

第２章 障がい福祉計画 ..... 17

1. 第５期成果目標の達成状況・第６期の成果目標の設定 ..... 18
（1）福祉施設から地域生活への移行 ..... 18
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ..... 19
（3）地域生活拠点等における機能の充実 ..... 20
（4）福祉施設から一般就労への移行等 ..... 21
（5）相談支援体制の充実・強化等 ..... 23
（6）障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築 ..... 23

2. サービス見込み量 ..... 24
（1）訪問系サービス ..... 24
（2）日中活動系サービス ..... 25
（3）居住系サービス ..... 28
（4）相談支援 ..... 30
（5）発達障がい者等に対する支援 ..... 30
3. 地域生活支援事業 ..... 32
（1）必須事業 ..... 32
（2）任意事業 ..... 37

第 3 章 障がい児福祉計画 ..... 39

1. 第 1 期成果目標の達成状況・第 2 期の成果目標の設定 ..... 40
（1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ..... 40
（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ..... 40
（3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ..... 41
2. サービス見込み量 ..... 42
（1）障害児通所支援・相談支援 ..... 42

第 4 章 計画の推進・運営方策 ..... 45

1. 円滑な実施のために必要な施策の方向性 ..... 46
（1）障がい者等に対する虐待の防止 ..... 46
（2）障がい者の社会参加等の促進 ..... 46
（3）障がいを理由とする差別の解消の促進 ..... 46
2. 推進方策 ..... 47
（1）法令・制度改正への対応 ..... 47
（2）自立支援給付サービスの運用適正化の方針 ..... 47
（3）関係機関との連携 ..... 47
（4）広域的な連携による体制づくり ..... 47
3. 運営管理体制 ..... 48
（1）運営管理及び評価機関の設置 ..... 48
（2）苦情処理・要望等への対応 ..... 48

資料編 ..... 49

1. 松島町障害福祉自立支援推進委員会設置要綱 ..... 50
2. 松島町障害福祉自立支援推進委員会委員名簿 ..... 51
3. 用語集 ..... 52

# 第１章

# 計画策定に当たって

# 1．計画の概要

## （1）計画策定の趣旨

松島町（以下「本町」という。）では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定める計画として、障がい福祉計画を策定し、障がいのある人の現状を考慮しながら障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。この度、平成 30 年度から令和 2 年度を期間とする「障がい福祉計画（第 5 期）」及び「障がい児福祉計画（第 1 期）」の期間が満了を迎えたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにした「障がい福祉計画（第 6 期）」及び「障がい児福祉計画（第 2 期）」を一体的に策定するものです。

## （2）計画の位置付け

○「障がい福祉計画（第 6 期）」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の成果目標やサービス見込み量及びその見込み量を確保するための方策等を定めるものです。

○「障がい児福祉計画（第 2 期）」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込み量及びその見込み量を確保するための方策等を定めるものです。

## （3）計画期間

「障がい福祉計画（第 6 期）」「障がい児福祉計画（第 2 期）」の計画期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある場合は、柔軟に対応します。

| | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 松島町障がい福祉計画<br>松島町障がい児福祉計画 | 第 6 期・第 2 期<br>令和 3 年度～令和 5 年度 | | | 第 7 期・第 3 期<br>令和 6 年度～令和 8 年度 | | |
| （松島町障がい者計画） | 平成 30 年度～令和 5 年度 | | | 令和 6 年度～令和 11 年度 | | |

## （4）国の基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に則して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和 2（2020）年に改正された基本指針に沿って策定します。基本指針とは、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものです。

### ◎ 基本的理念に係る事項の見直し

① 入所等から地域生活への移行について

常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続できるような障害福祉サービス提供体制を確保する。

② 地域共生社会の実現に向けた取り組み

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組み、地域の実態を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組む。

③ 福祉人材の確保について

障害福祉サービスを担う人材確保のため、研修の実施や働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組む。

④ 社会参加について

特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る。

### ◎ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 訪問系サービス、日中活動系サービスの保障

全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。また、希望する障がい者等に日中活動系サービスの提供を保障する。

② グループホーム等の充実、地域生活支援拠点の整備・機能充実

地域における居住の場として、グループホームの充実を図る。また、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図る。

③ 依存症対策の推進

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

## ◎ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 相談支援体制について

相談支援体制について検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。基幹相談支援センターの設置を検討する。

② 発達障がい者等に対する支援について

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

## ◎ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 児童発達支援センターについて

地域における中核的な支援施設として位置付け、通所施設等との連携を図り、重層的な支援体制整備を図る。

② 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携について

障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する。また、難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。

③ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備について

重症心身障がい児等の支援に当たって、人数やニーズを把握し、地域課題を整理しながら、支援体制の充実を図る。

また、市町村において、医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの配置を促進する。

更に、障がいの疑いのある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、質の確保、向上を図る。

# 2．本町の計画の基本理念

本計画は、次の理念のもとに策定しました。

## (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

## (2) 身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等が身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、町が実施主体となって、県の適切な支援等を通じて、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来精神障がい者に含まれ、また難病患者等についても引き続き障害者総合支援法に基づく給付対象となっている旨の周知を図るとともに、必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障害福祉サービスの活用を促進します。

## (3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源を最大限に活用します。

また、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた中長期的な視点に立った継続した支援を行います。

更に、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

## (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

## (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たって、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。そのためにも、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、引き続き必要な障がい児支援が身近な地域で受けられるよう、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

更に、生活する中で、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、専門的な支援を要する児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

## (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中にあっても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保に努めます。そのためにも、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者が協力して取り組んでいきます。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者が芸術文化を鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

# 3. 障がいのある人の状況

## (1) 松島町の人口・世帯の推移

本町の人口は減少傾向にあり、平成 29 年から 3 年間で 876 人（6.0%）減少し、令和 2 年 4 月 1 日現在で 13,756 人となっています。年齢 3 区分別の人口をみると、65 歳以上の老年人口が増加し、全体に占める割合（高齢化率）も上昇しています。

■年齢 3 区分別人口の推移

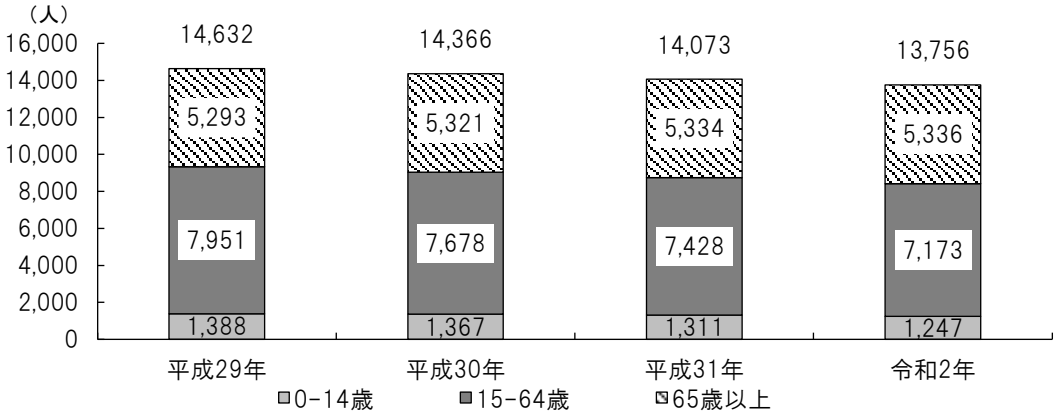


■年齢 3 区分別人口の構成比

単位：%

| | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|---|---|---|---|---|
| 0-14歳 | 9.5 | 9.5 | 9.3 | 9.1 |
| 15-64歳 | 54.3 | 53.5 | 52.8 | 52.1 |
| 65歳以上 | 36.2 | 37.0 | 37.9 | 38.8 |

（各年 4 月 1 日現在）

本町の世帯数は減少傾向にあり、令和 2 年 4 月 1 日現在で 5,602 世帯となっています。1 世帯当たり人員が減少してきており、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

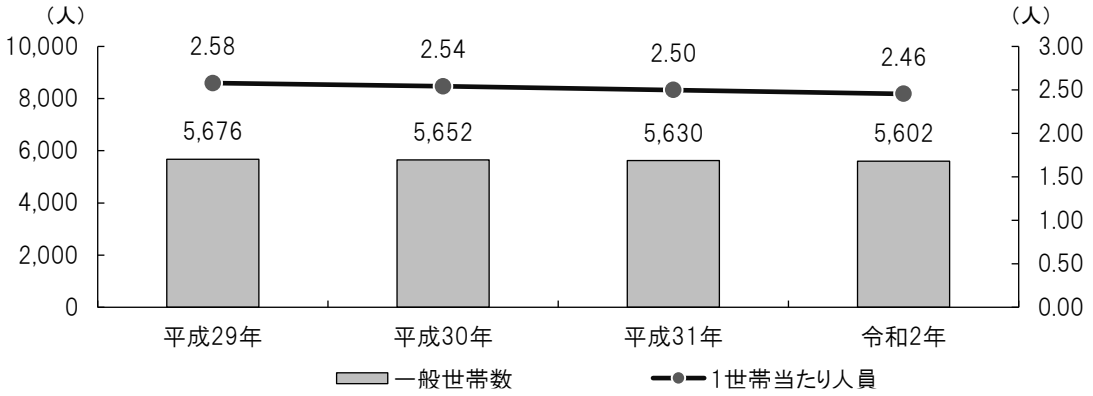


（各年 4 月 1 日現在）

## （2）障がい者手帳所持者・障がい児等の状況

### ① 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年度末現在で、障がい者が 622 人、障がい児が 5 人、計 627 人となっています。

障がい種別ごとにみると、内部障がい及び肢体不自由の人数が多くなっています。

等級別にみると、1 級の人数が最も多くなっています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移

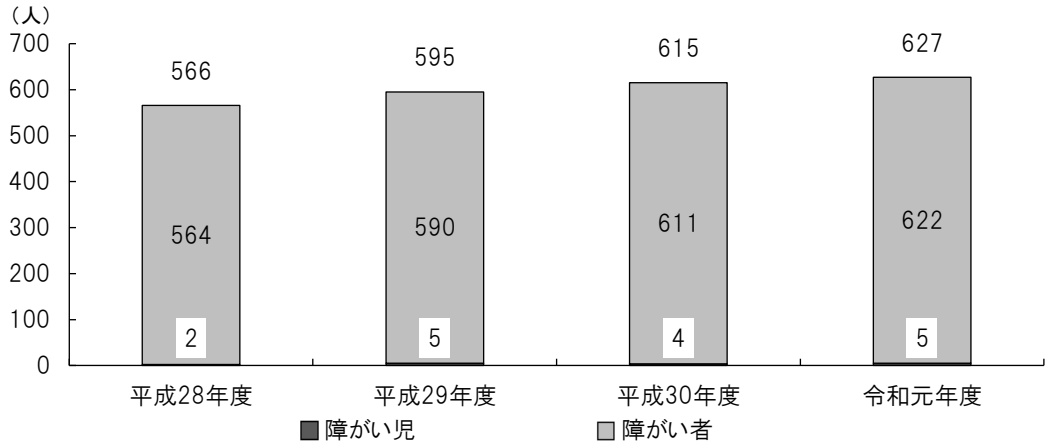


（各年度末現在）

■障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移　　単位：人

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 566 | 595 | 615 | 627 |
| 視覚障がい | 38 | 38 | 39 | 39 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 8 | 9 | 9 | 8 |
| 肢体不自由 | 293 | 295 | 297 | 295 |
| 内部障がい | 207 | 232 | 248 | 262 |

（各年度末現在）

■等級別身体障がい者手帳所持者数の推移　　単位：人

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 566 | 595 | 615 | 627 |
| 1級 | 197 | 211 | 216 | 226 |
| 2級 | 91 | 85 | 87 | 85 |
| 3級 | 110 | 121 | 121 | 122 |
| 4級 | 110 | 116 | 124 | 126 |
| 5級 | 36 | 40 | 39 | 38 |
| 6級 | 22 | 22 | 28 | 30 |

（各年度末現在）

### ② 療育手帳所持者（知的障がい者）の推移

療育手帳所持者は、障がい者、障がい児共に増加傾向にあり、令和元年度末で、障がい者が86人、障がい児が27人、計113人となっています。

障がい程度により，Ａ（重度）とＢ（その他）に区分されており、判定別にみると、Ｂの人数が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

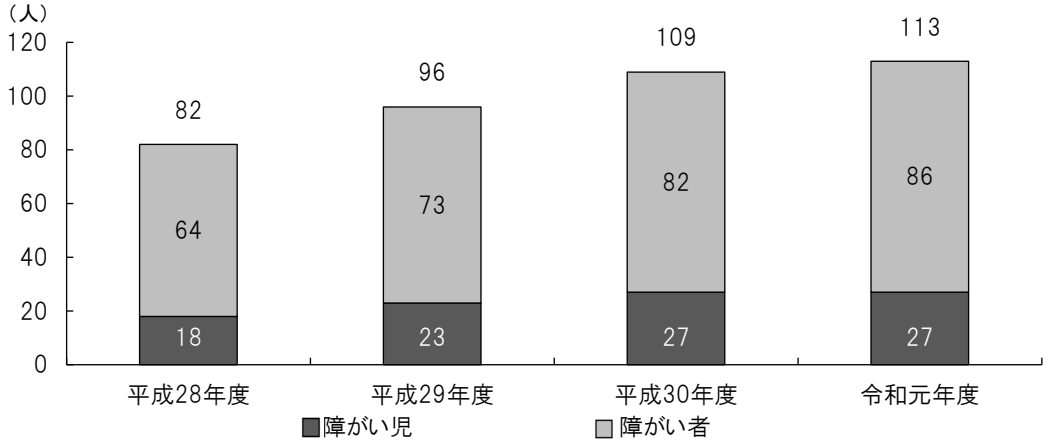


（各年度末現在）

■判定別療育手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 82 | 96 | 109 | 113 |
| Ａ（重度） | 24 | 24 | 26 | 26 |
| Ｂ（その他） | 58 | 72 | 83 | 87 |

（各年度末現在）

### ③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成 28 年度末から 3 年間で 26 人（35.1%）増加し、令和元年度末現在で、障がい者、障がい児合わせて 100 人となっています。

等級別にみると、2 級が最も多くなっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

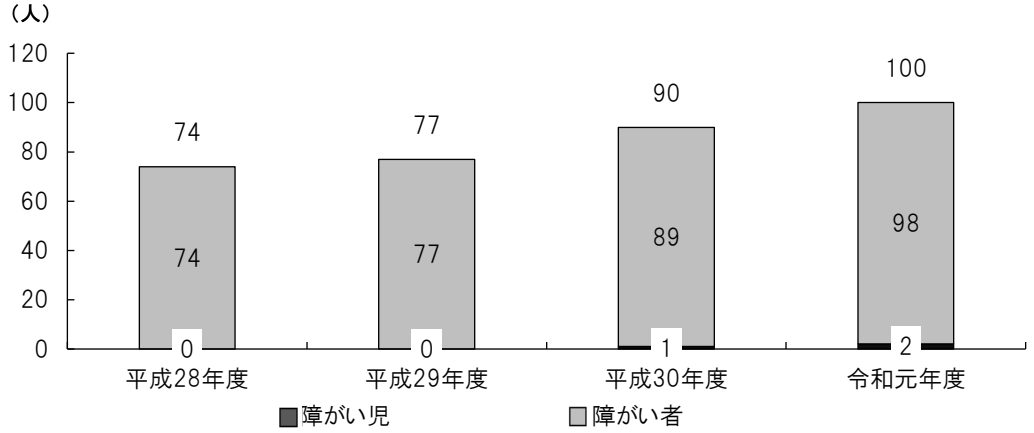


（各年度末現在）

■等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 74 | 77 | 90 | 100 |
| 1級 | 10 | 8 | 9 | 8 |
| 2級 | 39 | 43 | 54 | 58 |
| 3級 | 25 | 26 | 27 | 34 |

（各年度末現在）

自立支援医療（精神医療）受給者数も増加しており、平成 28 年度から令和元年度までの 3 年間で 66 人（29.6%）増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

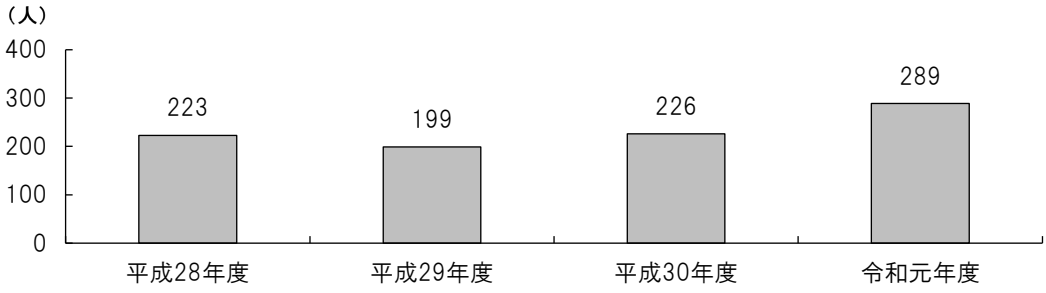


（各年度末現在）

### ④ 特定疾患医療等受給者

特定疾患医療受給者は減少傾向にあり、令和元年度末現在で 113 人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者は、横ばいで推移しており、令和元年度末現在で 12 人となっています。

■特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

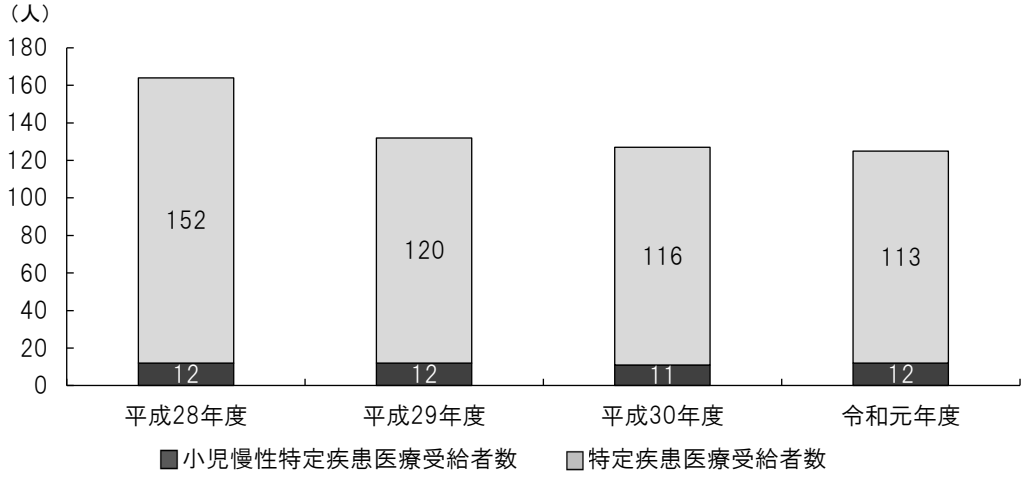


（各年度末現在）

### ⑤ 発達障がい

本町の発達障がいがある児童生徒数は、就学前の健康診査の結果では令和元年度で、6 人となっています。

### ⑥ 高次脳機能障がい

高次脳機能障がい者数は増加傾向にあり、令和元年度で、6 人となっています。

■高次脳機能障がい者数の推移

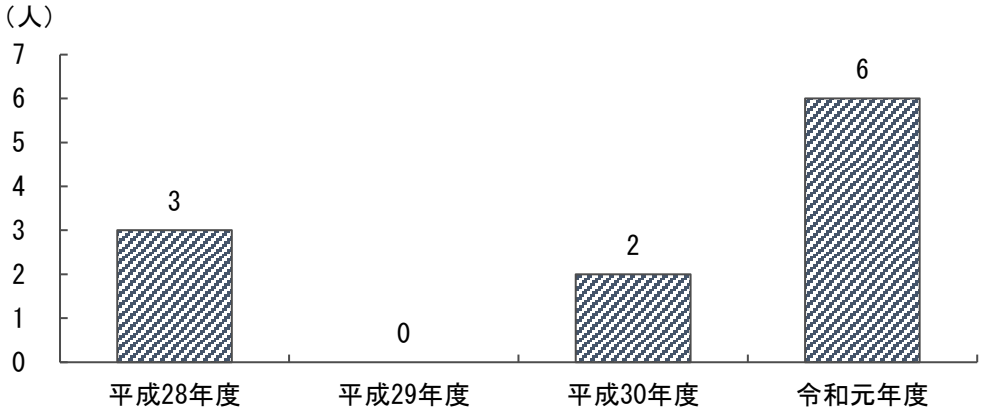


（各年度末現在）

### ⑦ 特別支援学級・特別支援学校在籍児童生徒数の推移

本町の特別支援学級の在籍児童生徒数は、令和 2 年度現在で、小学生が 11 人、中学生が 6 人、計 17 人となっています。

障がい別にみると、知的障がい、情緒障がいが多くなっています。

■特別支援学校児童生徒数

単位：人

| | 小学校 | | | | | | 小学校計 | 中学校 | | | 中学校計 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 | 5学年 | 6学年 | | 1学年 | 2学年 | 3学年 | | |
| 合計 | 2 | 7 | 6 | 10 | 6 | 7 | 38 | 6 | 6 | 4 | 16 | 54 |
| 特別支援学級 | 2 | 0 | 3 | 1 | 2 | 3 | 11 | 2 | 2 | 2 | 6 | 17 |
| 通級による指導 | 0 | 7 | 3 | 9 | 4 | 4 | 27 | 4 | 4 | 2 | 10 | 37 |

（令和 2 年 5 月 1 日現在）

■特別支援学校障がい別在籍者数

単位：人

| | 知的障がい | 情緒障がい | 病弱 | 肢体不自由 | 聴覚障がい | 視覚障がい | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 7 | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 17 |
| 小学部 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 11 |
| 中学部 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |

（令和 2 年 5 月 1 日現在）

## (3) 障害福祉サービス等の利用状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

本町の障害支援区分認定者数は増加しており、令和元年度現在、73 人となっています。障害支援区分別にみると、区分 2 が 22 人で最も多く、全体の約 3 割を占めています。

■障害支援区分別認定者数の推移

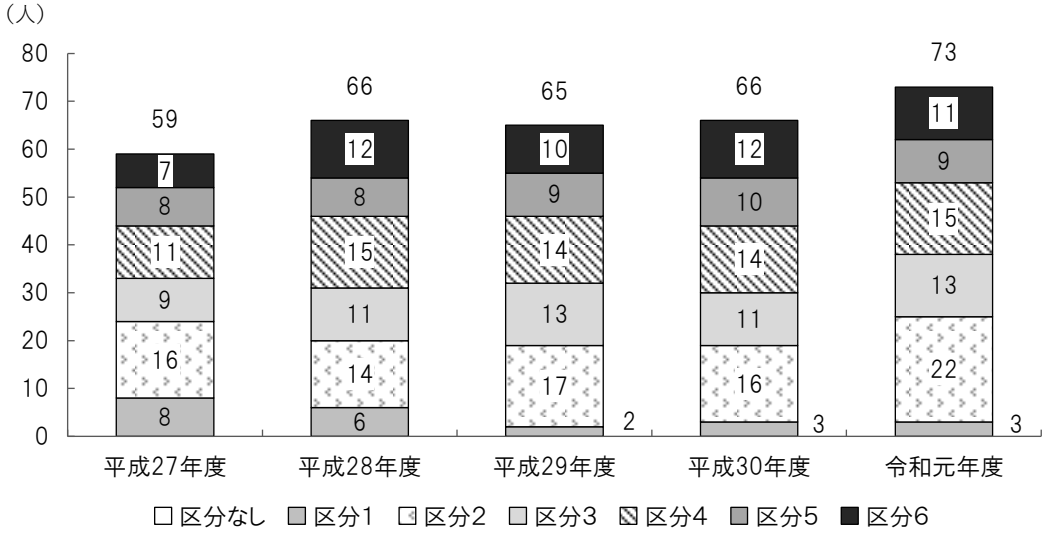


（各年度末現在）

### ② 障害福祉サービス支給件数及び給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数及び給付費は横ばいで推移し、令和元年度の支給件数は 260 件、給付費は約 2 億円となっています。

■障害福祉サービス利用件数及び給付費の推移

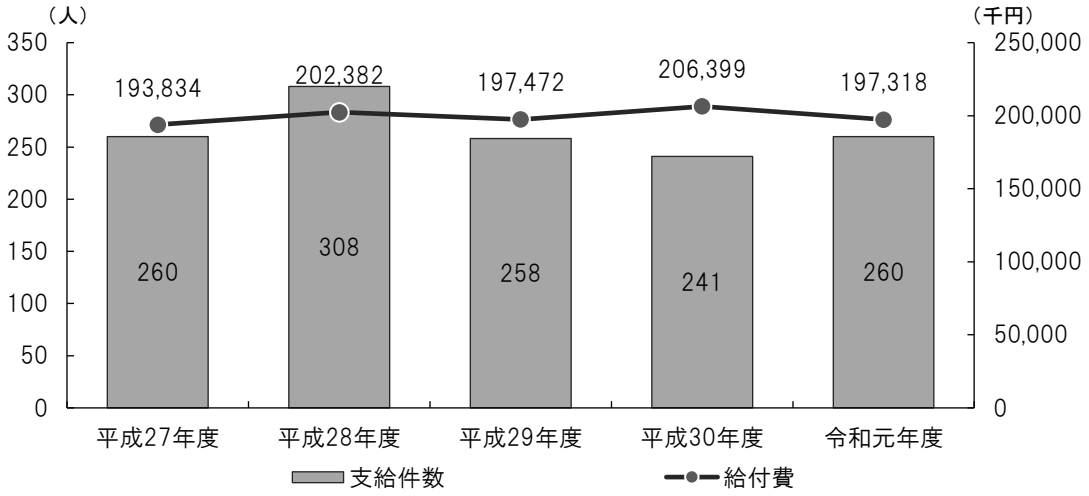


（各年度末現在）

# 4. サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向

## （1）事業所アンケートの実施概要

●調査名　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画にかかるヒアリング調査

●調査目的　本計画の策定に当たり、サービス提供に関わる事業所や地域団体等の障がい者（児）施策に関する意見、今後の意向等を収集し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

●調査期間　令和 2 年 9 月

●調査方法　郵送による調査

●回収結果

| 区分 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 当事者団体・地域活動団体 | 5票 | 4票 | 80.0% |
| サービス提供事業所 | 13票 | 12票 | 92.3% |
| 療育・保育・教育 | 13票 | 10票 | 76.9% |

## （2）関係団体等からみる利用ニーズ

当事者団体及びサービス提供事業所、療育・保育・教育機関を対象に実施したアンケートに寄せられた、サービス利用に関するご意見は以下のとおりです。

［サービス利用に関する主な意見］

（相談・情報提供）

・相談する事業所が少ない。
・精神障がいの方について、手帳や自立支援医療受給者証に関する相談窓口は保健福祉センターだが、障害福祉サービス利用の窓口は町民福祉課となっており、相談内容により窓口が異なることや、各相談窓口の場所が離れていることが負担である。
・ニーズに応じた支援体制づくりには相談から分かることが多い。町は相談支援事業所の整備や本人理解をしっかりし、他機関との連携を常にとっておく必要があると思う。

（日中活動・生活環境）

・バスの本数が少ないため、移動手段としてのタクシーを利用するしかないが、タクシーを利用してまで外出はしないことが多いのではないか。
・町内に放課後等デイサービスがないため、町外の放課後等デイサービスを利用しているが、送迎範囲に該当しない場合もあり、利用が難しいケースもある。
・緊急時や災害時に安心して過ごせるような対応、支援体制等をお願いしたい。
・障がいのある人が地域活動へ参加する場、機会が増えていくことを期待する。

（雇用・就労）

・松島町内の障がい者雇用の情報提供、地域との関わりから雇用へつなげる仕組みづくりがあるとよい。
・卒業後の就労やグループホームなど、自立に向けての支援体制の整備が必要である。
・町内にあった就労移行支援事業所が閉所になったため、近隣に就労の訓練を受けられる場所がない。仙台市まで行って訓練を受けるには実費で交通費がかかるため、負担が大きい。

（制度全般）

・障がい児が利用できる施設が不足している。
・幼・保、小、中、高、成人と全ての年齢層で、教育や支援をしているメンバーが集まっての情報交換をする場が、定期的（年に 2～3 回）にあるといい。

## （3）事業所調査からみる今後の事業展開

新規参入あるいは拡大を検討しているサービスについては、就労継続支援（Ｂ型）、計画相談支援がそれぞれ１事業所となっています。新規参入・拡大を検討している計画相談支援サービスの提供開始時期・定員数は未定となっています。

■新規参入・拡大を検討しているサービス

| サービス | 予定する定員数 | サービスの提供開始時期 |
|---|---|---|
| 就労継続支援（Ｂ型） | 10人 | 2021年 10月予定 |

# 第 2 章

# 障がい福祉計画

# 1. 第 5 期成果目標の達成状況・第 6 期の成果目標の設定

## (1) 福祉施設から地域生活への移行

### ◎ 第 5 期計画達成状況

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、平成 28 年度末時点の施設入所者数のうち、令和 2 年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和 2 年度までの目標値として、平成 28 年度末時点の施設入所者数 14 人のうちの 14.2%に当たる 2 人を目標としていましたが、令和元年度で地域生活への移行者数は 0 人となっています。

また、施設入所者の削減については、地域の障がい者の利用ニーズを踏まえ、削減は見込まず、令和元年度の実績は 0 人となっています。

| 項目 | 令和2年度<br>目標 | 令和元年度<br>実績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 【目標①】地域生活移行者の増加 | 2人 | 0人 | 0.0% |
| 平成28年度末時点の施設入所者数14人に対する割合 | 14.2% | 0.0% | |
| 【目標②】施設入所者の削減 | 0人 | 0人 | 削減は<br>見込まない |
| 平成28年度末時点の施設入所者数14人のうちの割合 | 0.0% | 0.0% | |

### ◎ 第 6 期計画の目標値

地域生活への移行を進める観点から、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和 5 年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元年度末時点の施設入所者の 14.2%である 2 人とすることを目標値として設定します。

また、施設入所者数については、国の指針では、令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%削減することを目標としていますが、地域の障がい者の利用ニーズを踏まえ、削減は見込みません。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|---|---|
| 令和元度末時点の施設入所者数 | 14人 | 実績 |
| 【目標①】地域生活移行者の増加 | 2人 | 令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。 |
| | 14.2% | |
| 【目標②】施設入所者の削減 | 0人 | 令和元年度末時点の福祉施設入所者数から1.6%以上削減する。 |
| | 0% | |

## （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ◎ 第 5 期計画達成状況

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、令和 2 年度までに町単独もしくは複数市町村による共同設置を目標としており、令和元年度時点では設置に向けて検討を重ねている段階にあり、令和 2 年度の設置を見込んでいます。

| 目標 | 令和2年度<br>目標 | 令和元年度<br>実績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 | 町単独もしくは<br>複数市町村に<br>よる共同設置 | 未設置 | 0.0% |

### ◎ 第 6 期計画の目標値

精神障がい者に対する包括的な支援を行えるようにするため、重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要であり、国の方針を踏まえ、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置し、新たに追加された項目について目標を設定します。

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年2回 | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 15人 | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 12回 | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。 |
| 精神障がい者の地域移行支援利用者数 | 1人 | 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 |
| 精神障がい者の地域定着支援利用者数 | 1人 | 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 |
| 精神障がい者の共同生活援助利用者数 | 7人 | 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 |
| 精神障がい者の自立生活援助利用者数 | 1人 | 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 |

## （3）地域生活拠点等における機能の充実

### ◎ 第 5 期計画達成状況

本町では、宮城東部地域の二市三町共同で地域生活支援拠点センターを設置しており、※圏域内で連携しながら、機能強化等の体制充実を進めています。

| 目　標 | 令和2年度<br>目標 | 令和元年度<br>実績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 1箇所 | 1箇所 | 100.0% |

### ◎ 第 6 期計画の目標値

今後は、引き続き地域の状況を把握した上で、既に確保している体制の機能の充実に努め、年 1 回以上、地域生活支援拠点センターの運用状況を検証及び検討することとします。

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 地域生活支援拠点等の確保 | 圏域で1箇所 | 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。 |
| 運用状況の検証・検討 | 年1回以上 | |

※ 広域的な視点から障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るため、都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、市町村より広域的な行政単位として複数市町村を含む広域圏域が設定されています。本町は塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の（2 市 3 町）を構成市町とする宮城東部地域に含まれます。

## （4）福祉施設から一般就労への移行等

### ◎ 第 5 期計画達成状況

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障がい者就業・生活支援事業所、障がい当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和 2 年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、平成 28 年度実績 1 人の 3 倍に当たる 3 人を目標値としていましたが、令和元年度時点では一般就労への移行が進んでいません。

また、就労移行支援事業所の利用者数として、平成 28 年度末の利用者数 1 人の 3 倍に当たる 3 人を令和 2 年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で目標値を上回る 7 人の実績があがっています。

このほか、就労移行率が 3 割以上の事業所数として、1 事業所を令和 2 年度の目標値とし、就労定着支援による 1 年後の職場定着率については、令和 2 年度の目標値を 8 割としていましたが、いずれも令和元年度時点で 0.0%となっており、目標を達成することができていません。

| 目　標 | 令和2年度<br>目　標 | 令和元年度<br>実　績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 福祉施設から一般就労への移行者数<br>（平成28年度実績1人から3倍） | 3人 | 0人 | 0.0% |
| 就労移行支援事業所の利用者数<br>（平成28年度末時点の利用者数1人から3倍） | 3人 | 7人 | 233.0% |
| 就労移行率が3割以上の事業所数（全体の5割以上） | 1/1事業所<br>（100.0%） | 0/1事業所<br>（0.0%） | 0.0% |
| 就労定着支援による1年後の職場定着率<br>（1年後の職場定着率が8割以上） | 80.0% | 0.0% | 0.0% |

## ◎ 第 6 期計画の目標値

### ①　福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する人数として 2 人を目標値として設定します。

### ②　就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、令和 5 年度中に一般就労に移行する人数として 2 人を目標値として設定します。

### ③　就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援事業の事業目的等に鑑み、就労移行支援事業及び就労継続支援Ａ型事業ともに、令和 5 年度中に一般就労に移行する人数として 1 人を目標値として設定します。

### ④　就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、70％以上が利用することを目標値として設定します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去 3 年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が 8 割以上の事業所を全体の 70％以上とすることを目標値として設定します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|---|---|
| 令和元年度の一般就労移行者数 | 0人 | 実績 |
| 【目標】令和5年度末の一般就労移行者数 | 2人 | 令和5年度中までに令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 |
| うち就労移行支援事業 | 1人 | 令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。 |
| うち就労継続支援Ａ型事業 | 1人 | 令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。 |
| うち就労継続支援Ｂ型事業 | 0人 | 令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。 |
| 【目標】一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合 | 70% | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労所に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 |
| 【目標】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所 | 70% | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。 |

## （5）相談支援体制の充実・強化等

### ◎ 第 6 期計画の目標値

相談体支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

令和 5 年度の目標については、12 件を目標値とします。

また、人材育成の支援件数については、12 件を目標値とし、地域の相談機関との連携強化として、町内の地域包括支援センターや保健福祉センター、各地区の民生委員児童委員との連携を図ります。

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">目標</th><th>考え方</th></tr>
<tr><td>相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保</td><td colspan="2">宮城東部地域で体制を確保</td><td rowspan="5">令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</td></tr>
<tr><td>総合的・専門的な相談支援の実施</td><td colspan="2">実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域の相談支援体制の強化</td><td>専門的な指導・助言件数</td><td>12件</td></tr>
<tr><td>人材育成の支援件数</td><td>12件</td></tr>
<tr><td>相談機関との連携強化の取り組みの実施回数</td><td>12回</td></tr>
</table>

## （6）障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

### ◎ 第 6 期計画の目標値

本町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が必要とするサービス等を提供していくため、令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>目標</th><th>考え方</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数</td><td>2人</td><td rowspan="3">令和5年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有</td><td>審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無</td><td>有</td></tr>
<tr><td>審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数</td><td>1回</td></tr>
</table>

# 2. サービス見込み量

## (1) 訪問系サービス

### ① 居宅介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

### ③ 同行援護

重度の視覚障がいで移動に困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事等の介護）を行います。

### ④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

### ⑤ 重度障がい者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■訪問系サービスの実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅介護 | 時間/月（延べ利用時間/月） | 220 | 235 | 247 | 250 | 250 | 265 |
| | 人/月 | 18 | 16 | 19 | 19 | 19 | 20 |
| 重度訪問介護 | 時間/月（延べ利用時間/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 時間/月（延べ利用時間/月） | 12 | 15 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| | 人/月 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 行動援護 | 時間/月（延べ利用時間/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重度障がい者等包括支援 | 時間/月（延べ利用時間/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 居宅介護の利用を中心とした需要に対応できるよう、サービス事業者の参入を促進し、計画的なサービスの提供とともに、ヘルパーの人材確保とサービスの質の維持・向上を支援します。また、施設から地域生活へ移行する障がい者への適切なサービスに努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常時介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において行われる、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

■生活介護の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 生活介護 | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 615 | 562 | 600 | 620 | 640 | 660 |
| | 人/月 | 31 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 障害福祉サービス事業所や介護部門など他機関とも連携を図りながら、利用者がサービスを適切に選択・利用できるよう、計画的な障害福祉サービスの提供や情報提供の実施に努めるとともに、サービスの質の維持・向上を支援します。

### ② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

■自立訓練の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 18 | 15 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 障害福祉サービス事業所など他機関とも連携を図りながら、利用者がサービスを適切に選択・利用できるよう、計画的な障害福祉サービスの提供や情報提供の実施に努めるとともに、サービスの質の維持・向上を支援します。

### ③ 就労移行支援

一般企業等への就職又は在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障がい者に対し、一定期間（最長 2 年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労移行支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労移行支援 | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 57 | 30 | 32 | 32 | 32 | 40 |
| | 人/月 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 計画的なサービスの提供を図りながら、一般就労につながるようサービスの質の維持・向上を支援します。また、利用者への情報提供の実施に努めます。

### ④ 就労継続支援

一般企業に就労することが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（Ａ型）では、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校の卒業後就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人、就労経験があるが現に雇用関係の状態にない人等で、65 歳未満の障がい者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった人に対し、一般就労に向けた支援を行います。

就労継続支援（Ｂ型）では、企業等や就労継続支援（Ａ型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（Ａ型）の雇用に結びつかなかった人、両者に該当しないが 50 歳に達している人や試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（Ａ型）の利用が困難と判断された人等に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった人に対し、一般就労に向けた支援を行います。

■就労継続支援Ａ型・Ｂ型の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 210 | 146 | 151 | 155 | 155 | 155 |
| | 人/月 | 11 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 509 | 498 | 530 | 530 | 560 | 560 |
| | 人/月 | 32 | 29 | 32 | 32 | 33 | 33 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○　関係機関と連携を図りながら、計画的なサービスの提供とともに、作業を通じて社会性やコミュニケーション力向上が実現できるよう、サービスの質の維持･向上を支援します。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

### ⑤ 就労定着支援

一般就労した障がい者に対し、相談を通じて就労に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を一定期間行います。具体的には、企業・自宅等への訪問等により、当事者自身の生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■就労定着支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○　利用者の就労が継続できるように、サービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保します。

### ⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

■療養介護の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 療養介護 | 人/月 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○　筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）や筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者に対応できる医療施設は限られており、事業所の増加を図ることは困難だが、広域的なサービスの確保を図りながら、障がい者のニーズや支援計画に応じた適切なサービスの提供に努めます。

### ⑦ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、必要な介護を受けられない障がい者等に対して、短期間の入所によって、入浴、排せつ、又は食事の介護等を行います。

■短期入所（福祉型・医療型）の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 40 | 52 | 46 | 54 | 58 | 62 |
| | 人/月 | 9 | 10 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 短期入所（医療型） | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 障がい者の地域生活を支える重要な機能として整備が必要であり、広域的な調整により全体量・質の向上を図り、緊急時に受入ができる体制確保に努めます。

## (3) 居住系サービス

### ① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■自立生活援助の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 将来的に利用が発生する可能性があるため、町外施設も含め、利用者のニーズに応じたサービスを受けることができるよう提供体制の確保や情報提供を行います。

### ② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、障がい者が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

■共同生活援助の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 13 | 12 | 14 | 15 | 16 | 17 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 共同生活援助は地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることも予想されるため、関係機関と連携して町内の障害福祉サービス事業所の拡充を進めるとともに、広域的な調整による計画的なサービスの提供を図りながら、障がい者の生活能力が高まるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

### ③ 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■施設入所支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 14 | 13 | 12 | 13 | 13 | 13 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、介助者との連携を図るとともに、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。

## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

### ② 地域移行支援

障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

### ③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■相談支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 20 | 21 | 33 | 34 | 36 | 36 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 3 | 3 | 3 | 4 | 5 | 6 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 相談支援を事業所に委託し、対象者に対して適切なサービス提供体制の整備に努めます。

## (5) 発達障がい者等に対する支援

### ① ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを導入し、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を図ります。

ペアレントトレーニングとは、保護者等が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶものです。また、ペアレントプログラムは、保護者等が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置付けられています。

② ペアレントメンター養成等事業

ペアレントメンターを養成し、発達障がい者（児）やその家族に対する支援体制の構築を図ります。

ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者等が、その育児経験を活かし、子育てで同じ悩みを抱える保護者等にとっての「信頼のおける仲間」として活動するものです。同じ親という立場からグループ相談や子どもの特性を伝えるサポートブックづくり、情報提供等の活動に当たります。

③ ピアサポート推進事業

ピアサポートの推進及び青年期の居場所づくり等を行い、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を図ります。

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組んだりする取り組みです。身体障がい者自立生活運動で始まり、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることから、知的障がいや精神障がい等の他分野にも定着し始めています。

# 3. 地域生活支援事業

## (1) 必須事業

### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

障がい者週間啓発事業やタウンミーティング、障がい児発達支援研修・啓発事業に取り組み、同時に広報による周知・啓発を行っています。

地域共生社会の考え方のもと、障がい者への理解を促すための事業を引き続き行います。

■理解促進研修・啓発事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 町の広報紙及びホームページを活用し、理解促進研修・啓発事業に努めるとともに障がいについての理解を深めるためのイベント等を町内の事業者等と協力しながら実施し、障がい者や障がい児が施設を利用しやすくなるように努めます。

### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、障がい者団体、ボランティア団体、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

■自発的活動支援事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 町のボランティア団体や親の会・当事者団体など各種団体において行われる支援活動を支援し、障がい者の自立と社会活動への参加促進を図ります。

### ③ 相談支援事業

地域の障がい者、障がい児とその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本町では、障がいのある人の一般的な相談支援を行うとともに、障がい児、障がい者虐待、差別解消、地域移行に関する専門分野の相談支援を指定相談支援事業所に委託して、基幹相談支援センターを設置・運営しています。

■相談支援事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 相談支援事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 相談支援事業については、引き続き町で委託している障害者相談支援事業所と連携し、町民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を図ります。

○ 地域の中核的役割を担う基幹相談支援センターについては、二市三町の共同委託により実施します。

○ 町内関係機関との連携を強化して、計画の策定や進行管理、相談支援の報告、意見、地域生活支援事業に対する意見調整などを「松島町障害福祉自立支援推進委員会」で行います。

○ 宮城東部地域自立支援協議会では、法律に沿った圏域サービスや相談支援などから課題となるものについて情報共有を行い、調整・検討に努め、効果的な体制づくりを図ります。

### ④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

また、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■成年後見制度利用支援事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 成年後見が必要となる知的障がい者又は精神障がい者への利用推進ができるよう相談支援事業所や関係機関との協力・連携体制を強化するよう努めます。

○ 法人後見を行う団体が現在町にないため、利用者のニーズを考慮しつつ、今後、関係機関と連携を図りながら事業の実施について検討していきます。

### ⑤ 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

■意思疎通支援事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 手話通訳者設置事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○　手話通訳者や要約筆記奉仕員派遣については、一般社団法人宮城県聴覚障害者協会などに委託しており、今後も、現行体制を継続し、協力機関から資格者の派遣を受けて支援を実施するとともに、障がいのある人への理解促進と周知、支援事業のＰＲに努めます。

### ⑥ 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い日常生活の便宜を図ります。

■日常生活用具給付等事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 6 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 3 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 2 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 排せつ管理支援用具 | 件/年 | 344 | 383 | 370 | 378 | 385 | 391 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 件/年 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○　相談支援事業や広報紙等を通して事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもと、利用者の状況の変化や障がいの特性に応じて適切に対応できるよう努めます。

### ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 修了者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 近隣市町村と協同し、事業継続と研修の周知や啓発に努めるとともに、その充実を図っていきます。

### ⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出（概ね 8 時間で用務を終えることが可能な公共交通機関等による外出。ただし、通院・通勤・通学及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は除く。）を支援します。

■移動支援事業の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 移動支援事業 | 人/年 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 時間/年 | 283 | 260 | 312 | 320 | 320 | 320 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 個別支援型として、ガイドヘルパーやボランティア等によるマンツーマンの支援を行います。

○ 今後は、介助者の高齢化、移動支援のニーズの高まりが想定されます。事業を実施する上での課題を把握するとともに、ニーズに対応できるよう、サービスを担う人材の確保を図ります。

### ⑨ 地域活動支援センター事業

障がい者に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■地域活動支援センター事業の実績と目標事業量

| | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 事業所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。
注）利用者数は 1 日当たりの実利用者数（平均）

【見込み量の確保の方策】

○ 松島町地域活動センター希望園を拠点として実施体制の強化を図り、利用者が障がい特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、多角的なサービス提供に努めます。

○ 普及啓発活動及び相談支援の場として活用していきます。

## （2）任意事業

### ① 日常生活支援

訪問入浴サービスでは、重度の障がい者や難病患者で一人での入浴が困難な場合の入浴支援や介護者の入浴介助の負担軽減のため、移動入浴車による居宅での入浴サービスを提供します。

日中一時支援事業では、障がい者・児を一時的に預かることにより、日常的な訓練を行うとともに、障がい者・児の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。

巡回支援専門員整備では、発達障がい等に関する知識を持つ専門員が保育所や幼稚園・放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、職員や保護者等に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■日常生活支援の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 訪問入浴サービス | 人/年 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 日中一時支援事業 | 人/年 | 17 | 17 | 16 | 17 | 17 | 18 |
| 巡回支援専門員整備 | 件/年 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 日中一時支援は、今後、介助者の高齢化や家庭環境の変化による利用者の増加が想定されることから、必要な人に適切にサービスの提供ができるよう、希望を的確に把握しながら、関係機関や障害福祉サービス事業所と連携して、利用者の支援計画に対応する事業の実施に努めます。

○ 松島町地域活動センター希望園において、小学生までの障がい児及び保護者の日中活動の場として活用します。また、引き続き保育所等の子どもや保護者が集まる施設及び場に巡回支援等を実施し、発達が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図ります。

### ② 社会参加支援

点字・声の広報では、文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、点訳・音声訳その他障がい者に分かりやすい方法により、必要な情報提供を行います。

自動車運転免許取得・改造費助成事業では、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

■社会参加支援の実績と目標事業量

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 点字・声の広報 | 件/年 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 自動車運転免許取得・改造費助成事業 | 件/年 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 声の広報では、引き続き町の広報をＣＤに朗読・録音し、提供します。

○ 今後も、必要な人が適切にサービスを利用できるよう、各種サービス・制度の周知を図ります。

# 第 3 章

# 障がい児福祉計画

# 1．第 1 期成果目標の達成状況・第 2 期の成果目標の設定

## （1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### ◎ 第 1 期計画達成状況

児童発達支援センターについては、町内もしくは圏域内に 1 箇所設置を目標としていましたが、令和元年度時点では設置に至っていません。

保育所等訪問支援を利用できる体制づくりについては、令和元年度で、圏域での整備となっています。

| 目標 | 令和2年度<br>目標 | 令和元年度<br>実績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 児童発達支援センターの設置 | 1箇所 | 0箇所 | 0% |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制づくり | 利用できる<br>体制の構築 | 整備済 | 100% |

### ◎ 第 2 期計画の目標値

令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問の実施体制の充実を目指します。

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 児童発達支援センターの設置 | 圏域で<br>1箇所 | 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置可）に1箇所以上設置することを基本とする。 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制づくり | 圏域で<br>整備 | 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を確保する。 |

## （2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ◎ 第 1 期計画達成状況

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、令和元年度で圏域での設置となっています。

| 目標 | 令和2年度<br>目標 | 令和元年度<br>実績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 | 町内もしくは圏域内での設置 | 設置済 | 100% |

## ◎ 第 2 期計画の目標値

令和 5 年度末までに、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 | 圏域で1箇所設置 | 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（圏域での設置可）に少なくとも1箇所以上確保する。 |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 | 圏域で1箇所設置 | |

### （3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

## ◎ 第 1 期計画達成状況

医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場の設置については、令和元年度時点では設置に至っていないものの令和 2 年度の設置に向けて取り組んでいます。

| 目標 | 令和2年度目標 | 令和元年度実績 | 達成率 |
|---|---|---|---|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置 | 町単独もしくは圏域での設置 | 未設置 | 0% |

## ◎ 第 2 期計画の目標値

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、関係機関の協議の場にて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|---|---|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 圏域で設置 | 令和5年度末までに各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 圏域で配置 | 令和5年度末までに医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。 |

# 2. サービス見込み量

## (1) 障害児通所支援・相談支援

### ① 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

■放課後等デイサービスの実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 放課後等デイサービス | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 50 | 38 | 48 | 60 | 70 | 80 |
| | 人/月 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 | 8 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 町内に放課後等デイサービス事業所がありませんが、事業所ヒアリング結果からも利用者ニーズは高い傾向にあります。障がい児及びその家族にニーズを確認し、適切にサービス提供ができるように情報提供体制の整備に取り組みます。

### ② 児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的動作の支援、知識や技能の習得又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

■児童発達支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援 | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 5 | 6 | 13 | 16 | 20 | 24 |
| | 人/月 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 町内に事業所がないことから、圏域及び近隣の事業所との連携を強化し、早期療育の実現ができるサービス提供基盤の整備を図ります。

### ③ 医療型児童発達支援

肢体不自由等のある障がい児に、日常生活における基本的動作の支援、知識や技能の習得又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

■医療型児童発達支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 医療型児童発達支援 | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 医療型児童発達支援は、医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできませんが、必要とする障がい児とその保護者のニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービスの情報提供体制の整備に努めます。

### ④ 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児相談支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 2 | 1 | 3 | 4 | 5 | 6 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 相談支援を事業所に委託し、対象者に対して適切なサービス提供体制の整備に努めます。

### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を実施します。

■居宅訪問型支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 関係機関との連絡調整を図り、町内及び近隣自治体との広域的な調整によるサービスの確保に努めます。

### ⑥ 保育所等訪問支援

保育所に通う障がいのある子どもに集団生活のサポートや対象児の成長、発達を保護者・保育士が共有し支援を行います。

■保育所等訪問支援の実績と将来推計

| 種類 | 単位 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 保育所等訪問支援 | 人日分/月（延べ利用日数/月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注）平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

○ 利用実績はありませんが、障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりは重要であり、適正な運用が図られるよう、関係機関及び広域圏のサービス提供事業所と連携を図りながら、利用者に必要な情報を提供できるよう、サービスの周知、基盤の整備に努めます。

# 第４章

# 計画の推進・運営方策

# 1．円滑な実施のために必要な施策の方向性

## （1）障がい者等に対する虐待の防止

○虐待により、尊厳を保持しながら安定した生活を送るという権利を損なわれることなく、自分の意思で決定しながら生活できるよう、障がい者自身の権利意識を高めるための支援をします。
○家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
○障がい者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取り組みや虐待を早期発見・対応するための仕組みの整備を促進します。
○障がい者関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
○虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

## （2）障がい者の社会参加等の促進

○関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
○各種大会やイベント、サークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
○東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、障がい者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことができる機会を拡充します。
○県及び関係団体と連携し、障がい者スポーツの普及・啓発に努めます。

## （3）障がいを理由とする差別の解消の促進

○施設、職場、家庭等、様々な場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障がいに対する偏見や社会的排除、制約等、障がいに基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
○障がいを理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門機関との連携強化を図ります。
○広報・啓発活動等を通して、障がい特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上における様々な場面で合理的配慮の提供を促進します。

## 2. 推進方策

### (1) 法令・制度改正への対応

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」等を踏まえ、対象者に対して適切なサービスを提供できる体制の整備に努めます。

### (2) 自立支援給付サービスの運用適正化の方針

障がい者・児への利用サービス提供が、自立支援に資する目的に沿って実施されているか、事業者による不正、又は不適正なサービス実施が行われてはいないか等サービス提供状況の把握に努め、サービス事業者に対する指導を県と協力して行い、指定相談支援事業所等関係機関と連携し、自立支援給付サービスの適正化に努めます。

### (3) 関係機関との連携

自立支援給付認定の公平かつ円滑な審査体制を維持するため、塩竈市、多賀城市、松島町、利府町、七ヶ浜町の広域体制化で塩釜地区消防事務組合に委託し、障害支援区分に係る審査会を実施します。

### (4) 広域的な連携による体制づくり

「宮城東部自立支援協議会」を活用した 2 市 3 町や近隣市町及びサービス事業者との連携を更に進めるとともに、相互に情報交換を行うために組織づくりを強化します。

国、県などの関係機関と連携し、役割分担を行い、障がい者等サービス利用者が利用しやすいサービス提供に努めます。

そのため、町では障がい者等に町独自の施策だけでなく、利用目的に応じた国、県、近隣市町、社会福祉協議会等のサービス提供団体などの情報提供に努めます。

# 3．運営管理体制

## （1）運営管理及び評価機関の設置

障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障がい児支援等の円滑な運営管理を進めるため、松島町障害福祉自立支援推進委員会を設置して、意見を反映する体制を整備します。

## （2）苦情処理・要望等への対応

障がい者等の様々な苦情や要望等に対応していくため、 相談窓口の機能を強化します。各種の相談に応じるとともに、役場窓口、保健福祉センター、地域活動支援センター、社会福祉協議会等で苦情相談を実施するとともに、県等の関係機関と連携し適切な対応に努めます。

# 資料編

# 1．松島町障害福祉自立支援推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条に規定する障害者計画及び障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第８８条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項に規定する障害児福祉計画の策定に民意を反映させ、当該計画を適正に実施することを目的とし、松島町障害福祉自立支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

(1)　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する事項

(2)　障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する事項

(3)　前２号に掲げるもののほか自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

２　委員会は、検討の結果を町長に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　障害福祉サービス利用者の代表

(2)　障害者自立支援に関し学識又は経験を有する者

(3)　障害福祉サービスに関する事業に従事する者

(4)　障害福祉ボランティア等

３　委員の任期は、３年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

（意見等の聴取等）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、町の職員等に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、町民福祉課福祉班において処理する。

附則（平成１８年松島町告示第２１１号）

この要綱は、平成１８年１２月４日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

# 2. 松島町障害福祉自立支援推進委員会委員名簿

（順不同、敬称略）

| No. | 氏名 | 委員区分 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 片倉　誠之助 | サービス事業従事者 | 委員長 |
| 2 | 佐　野　　篤 | サービス事業従事者 | |
| 3 | 赤間　亜由美 | サービス事業従事者 | |
| 4 | 今 野　裕 子 | サービス事業従事者 | |
| 5 | 佐 藤　勝 彦 | サービス利用者代表 | |
| 6 | 引 地　晃 子 | サービス利用者代表 | 副委員長 |
| 7 | 若 張　まさ子 | サービス利用者代表 | |
| 8 | 髙 橋　まゆみ | サービス利用者代表 | |
| 9 | 平 出　絵 理 | 学識経験者 | |
| 10 | 幕　田　　豊 | 学識経験者 | |

■松島町障害福祉自立支援推進委員会

# 3. 用語集

| 用語 | 説明 |
|---|---|
| あ　　行 | |
| 意思疎通支援事業 | 地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。 |
| 移動支援 | 地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢や下肢、体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援や治療を行うサービス。 |
| 医療的ケア児 | 病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする児童。 |
| 一般就労 | 障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。 |
| か　　行 | |
| ガイドヘルパー | 身体障がい者などの社会参加や通院などの外出時に、付き添いを専門的に行う介助員のこと。重度の視覚障がい者や全身性障がい者が、社会生活上外出が不可欠な際、適当な付き添いが得られない場合に派遣する。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。 |
| 権利擁護 | 意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。 |
| 高次脳機能障がい | 外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。 |
| 行動援護 | 障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。 |
| 合理的配慮 | 障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。 |
| さ　　行 | |

| 用語 | 説明 |
| --- | --- |
| 作業療法 | 障がい者が社会復帰するためのリハビリテーションの一つ。身体を動かして作業することで、社会生活に適応する能力を回復させる。医師の指示の下で、作業療法士が行う。 |
| 作業療法士 | 作業療法を専門に行う有資格者。理学療法士とともに、医学的リハビリテーションに従事する者の身分制度として法的に認められている。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉サービス。 |
| 肢体不自由 | 身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。 |
| 児童相談支援 | 障がい児の心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し、障害児支援利用計画案の作成を行う障害児支援利用援助等の相談支援サービス。 |
| 児童発達支援 | 障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。 |
| 自発的活動支援事業 | 地域生活支援事業の一つ。障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。 |
| 自閉症 | 発達障がいの一つで、①対人関係の障がい、②コミュニケーションの障がい、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴を持つ。現在では、何らかの要因で脳に障がいが起こったものとみなされており、知的障がいを伴う場合、伴わない場合がある。（知的障がいを伴わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。） |
| 自閉スペクトラム症 | 対人関係が苦手・強いこだわりといった特徴を持つ発達障がいの一つ。多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、早ければ1歳半の乳幼児健康診査でその可能性を指摘されることがある。 |
| 社会資源 | 社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。 |
| 重度障害者等包括支援 | 重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供する障害福祉サービス。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。 |
| 就労継続支援（Ａ・Ｂ型） | 一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用型（Ａ型）と非雇用型（Ｂ型）がある。 |

| 用語 | 説明 |
| --- | --- |
| 就労定着支援 | 一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。 |
| 手話通訳者 | 話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。 |
| 手話奉仕員 | 手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。 |
| 障害支援区分 | 障害福祉サービスの利用に当たり、障がい者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。 |
| 障害児入所施設 | 入所した障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉型と医療型がある。 |
| 障害児福祉手当 | 20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当。 |
| 障害者基本法 | 障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。 |
| 障害者計画 | 障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。 |
| 障害者雇用促進法 | 障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務付けるなど、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。 |
| 障害者差別解消法 | 障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。 |
| 障害者総合支援法 | 障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。 |
| 障害年金 | けがや病気により重い障がいを負ってしまったときに、支給される公的年金。 |
| 障害福祉計画 | 障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に則して策定することが義務付けられている。 |
| 自立訓練 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。 |

| 用語 | 説明 |
|---|---|
| 自立支援医療 | 障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。 |
| 自立生活援助 | 一人暮らしを希望する障がい者等について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障害福祉サービス。 |
| 身体障がい者手帳 | 身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。 |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。 |
| 成年後見制度 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行う。 |
| 相談支援事業 | 地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。 |
| た　　行 | |
| 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。 |
| 地域活動支援センター | 地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置付けられる。 |
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。 |
| 地域自立支援協議会 | 障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。 |

| 用語 | 説明 |
|---|---|
| 地域生活支援事業 | 障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。 |
| 地域包括ケアシステム | 介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の５つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。 |
| 特定疾患医療給付制度 | 特定疾患の治療を受けている人が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、都道府県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るもの。 |
| 特別支援学校 | 視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。 |
| 特別支援学級 | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成19年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。 |
| 特別支援教育 | 従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。 |
| な　　行 | |
| 難病 | 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。<br>このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。 |
| 日常生活自立支援事業 | 判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。 |
| 日常生活用具給付等事業 | 地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。 |
| 任意事業 | 地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。例えば、訪問入浴サービス、レクリエーション活動等支援、成年後見制度普及啓発等。 |
| は　　行 | |
| 発達障がい | 発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。 |

| 用語 | 説明 |
|---|---|
| ハローワーク | 公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。 |
| ピアサポーター | 自らの経験を活かし、悩みを持つ障がい者を支援する障がい者のこと。 |
| 福祉的就労 | 障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を利用する障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。 |
| 放課後児童健全育成事業 | 放課後児童クラブともいう。児童福祉法等に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。 |
| 放課後等デイサービス | 学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。 |
| 法人後見 | 社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯ等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。 |
| 補装具 | 身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。 |
| ま　　行 | |
| 民生委員・児童委員 | 厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。 |
| や　　行 | |
| 要約筆記 | 難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。 |
| ら　　行 | |
| ライフステージ | 人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。 |
| 理学療法 | 病気・けが・高齢・障がい等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法。 |
| リハビリテーション | 自己・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。 |

| 用語 | 説明 |
| --- | --- |
| 療育 | 「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。 |
| 療育手帳 | 知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う障害福祉サービス。 |

**松 島 町 障 が い 福 祉 計 画 （ 第 6 期 ）**
**松 島 町 障 が い 児 福 祉 計 画 （ 第 2 期 ）**

発　行：令和3年3月
発行者：宮城県松島町
編　集：松島町町民福祉課
〒981-0215
宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1
TEL 022-354-5706　　FAX 022-353-2041